

# 川口市既存ブロック塀等安全対策補助金のご案内

## 1. 補助対象工事（市内業者\*1が施工するものに限る）

### 【ブロック塀】（以下の全てを満たすこと）

- (1) 通学路\*2に面したものであること。
- (2) 道路地盤面からの高さが60cmを超え、亀裂、傾き等により倒壊の恐れがあること。
- (3) 国又は地方公共団体が所有していないこと。

### 【撤去工事】

撤去工事とは全部撤去又は部分撤去のことを言い、部分撤去に関しては道路地盤面からの高さを60cm以下にする場合に限る。

### 【改修工事】（以下の全てを満たすこと）

- (1) 建築基準法第44条に違反しないこと。
- (2) 安全な基礎に緊結すること。
- (3) 軽量フェンスの下部にコンクリートブロック等を設置する場合は、道路地盤面からの高さを60cm以下とし、かつ、軽量フェンスとコンクリートブロック等、コンクリートブロック等と基礎をそれぞれ緊結すること。
- (4) 擁壁を基礎とする場合は、軽量フェンス等の自重、軽量フェンス等が受ける風荷重、地震荷重等を考慮した上で、擁壁の安全性を確認すること。
- (5) その他建築基準関係規定に違反しないこと。

※1 市内業者とは市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者で、見積書や領収書等の発行書類を市内の住所地で発行できるものをいう。

※2 通学路とは学校長が定める児童生徒が小学校又は中学校へ通う道をいう。

## 2. 補助金交付要件（以下の全てを満たすこと）

- (1) 補助対象者はブロック塀等の所有者であること。\*3
- (2) 補助対象者が本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象工事を施工するブロック塀に対して、同様の補助金の交付又は補償等を受けていないこと。
- (4) 既存建築物の解体工事に伴わないこと。
- (5) 販売や収益を目的とした整地に伴わないこと。
- (6) 建築に伴わないこと。

※3 所有者が複数あるときは、補助金の交付申請を行なうことについて、所有者全員の同意を得ていること。

### 3. 補助額

撤去工事	改修工事
見付面積 <sup>※4</sup> 1 m <sup>2</sup> に対する上限額は、 ・ 全部撤去工事 12,000 円 ・ 部分撤去工事 10,000 円 とし、以下の <u>いずれかの少ない額</u> とする。  <b>補助対象経費の 2 / 3<sup>※5</sup></b> 又は <b>30万円</b>	設置長さ 1m に対する上限額は、 ・ 基礎を新設する改修工事 28,000 円 ・ その他の改修工事 17,000 円 とし、以下の <u>いずれかの少ない額</u> とする。  <b>補助対象経費の 2 / 3</b> 又は <b>20万円</b>

※4 「見付面積」とは、道路の側から見たブロック塀等の面積。

※5 住民税非課税世帯の場合、補助対象経費は 10/10 とする。

### 4. 手続きの流れ及び必要書類

※電話・窓口受付後に現場調査



- 交付申請
- 図面
  - 見積書
  - 納税状況の確認に関する同意書
  - 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
  - その他市長が必要と認める書類

- 完了報告
- 請負人と締結した契約書の写し
  - 補助対象工事写真
  - 領収書の写し
  - その他市長が必要と認める書類

- 交付請求書
- 振込依頼書
  - 川口市既存ブロック塀等安全対策補助金交付額確定通知書の写し

#### 申請窓口及びお問い合わせ先

都市計画部 建築安全課 建築調査係（鳩ヶ谷庁舎5階）

住所：〒334-8511 川口市三ツ和1-14-3 電話：048-242-6367（直通）